

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改正後	現 行
<p>別表第6 輸出許可証、輸出承認証及び輸出許可・承認証の再交付</p> <p>1 (略)</p> <p>2 失効公告</p> <p>(1) 再交付の申請を受け付けた経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、失効公告依頼書（別紙様式1）及び紛失した輸出許可証の写し1通を安全保障貿易審査課に提出し、失効公告を依頼するものとする。</p> <p>(2) 安全保障貿易審査課は上記1の(1)の申請の受付け又は(1)の依頼を受け付けたときは、通商弘報を通じ、別紙様式2により失効公告を行うものとする。</p> <p>(3) 貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は上記1の(2)の申請を受け付けたときは、通商弘報を通じ、別紙様式2により失効公告を行うものとする。</p> <p>3 再交付</p> <p>安全保障貿易審査課、貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、通商弘報に失効公告が行われたこと及び提出された再交付用の輸出許可申請書、輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書（以下「再交付用申請書」という。）の内容が正確であることを確認した上、輸出の許可及び承認事務に準じて処理するものとする。</p> <p>この場合、再交付用申請書の許可番号、原許可番号又は承認番号、原承認番号の末尾に「R」の記号を付し、その申請書の右上空白に再交付である旨を明記して、1通を輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証として申請者に交付する。</p>	<p>別表第6 輸出許可証、輸出承認証及び輸出許可・承認証の再交付</p> <p>1 (略)</p> <p>2 失効公告</p> <p>(1) 再交付の申請を受け付けた経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、失効公告依頼書（別紙様式1）及び紛失した輸出許可証の写し1通を安全保障貿易審査課に提出し、失効公告を依頼するものとする。</p> <p>(2) 安全保障貿易審査課は上記1の(1)の申請の受付け又は(1)の依頼を受け付けたときは、<u>経済産業公報及び通商弘報</u>を通じ、別紙様式2により失効公告を行うものとする。</p> <p>(3) 貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は上記1の(2)の申請を受け付けたときは、<u>経済産業公報及び通商弘報</u>を通じ、別紙様式2により失効公告を行うものとする。</p> <p>3 再交付</p> <p>安全保障貿易審査課、貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、<u>経済産業公報及び通商弘報</u>に失効公告が行われたこと及び提出された再交付用の輸出許可申請書、輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書（以下「再交付用申請書」という。）の内容が正確であることを確認した上、輸出の許可及び承認事務に準じて処理するものとする。</p> <p>この場合、再交付用申請書の許可番号、原許可番号又は承認番号、原承認番号の末尾に「R」の記号を付し、その申請書の右上空白に再交付である旨を明記して、1通を輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証として申請者に交付する。</p>